

# 定期報告書の記載及び提出に係る留意事項

## I 記載上の留意事項

(1) 定期報告書は、農場ごとに作成して、家畜保健衛生所又は地方振興事務所畜産振興部に提出してください。様式の部数が不足する場合、複写してください。なお、様式は、県ホームページからもダウンロードできます。

(クリックするとホームページに移動します。しない場合はURLを入力して下さい)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/boueki/shiyou-teikihoukoku.html>

(2) 書類の作成者は、家畜の所有者又は飼養衛生管理者となります。

(3) 報告事項は、令和6年2月1日時点のものとしてください（空舎の場合は、直近の飼養等羽数を記載）。

(4) 様式別の記載上の留意事項は、次頁から記載

## II 提出に係る留意事項

家保への提出期限は、各家保が設定

## III 提出及び問い合わせ先

【大河原地域】大河原家畜保健衛生所

〒989-1243 大河原町字南129-1

電話0224-53-3111(代表)

【仙台地域】仙台家畜保健衛生所

〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺3-11-22

電話022-257-0921

【大崎地域】北部家畜保健衛生所

〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1

電話0229-91-0701(代表)

【栗原地域】北部地方振興事務所畜産振興部

〒987-2251 栗原市築館藤木5-1

電話0228-22-2111(代表)

【登米地域】東部家畜保健衛生所

〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5

電話0220-22-6111(代表)

【石巻地域】東部地方振興事務所畜産振興部

〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地

電話0225-95-1411(代表)

本調査で得られた情報は、家畜防疫及び家畜改良を目的とし活用しますが、それ以外の目的には使用しません。

**【様式1】**

(1) 家畜の所有者 連絡先を追加

(2) 飼養衛生管理者の氏名及び連絡先 (必須)

※ 複数農場を所有する場合、各農場の「飼養衛生管理者」が必要

※ 飼養衛生管理者が複数存在する場合は、別紙に各人の情報を記載 (大規模のみ)

※ 家畜の飼養頭羽数は、令和6年2月1日時点の飼養頭羽数

※ 月齢は下記の表を参照

【 定期報告に係る月齢区分と生年月日 】

畜種	月齢区分	生年月日
牛	満24月以上	令和 4年 2月1日以前生まれ
	満17月以上	令和 4年 9月1日以前生まれ
	満 9月以上24月未満	令和 4年 2月2日 ~ 令和 5年 4月1日生まれ
	満 7月以上17月未満	令和 4年 9月2日 ~ 令和 5年 7月1日生まれ
	満 4月以上24月未満	令和 4年 2月2日 ~ 令和 5年10月1日生まれ
	満 4月以上 9月未満	令和 5年 4月2日 ~ 令和 5年10月1日生まれ
	満 4月以上 7月未満	令和 5年 7月2日 ~ 令和 5年10月1日生まれ
	満 4月未満	令和 5年10月2日以降生まれ
豚	満12月以上	令和 5年 2月1日以前生まれ
	満 3月以上12月未満	令和 5年 2月1日 ~ 令和 5年11月1日生まれ
	満 3月未満	令和 5年11月2日以降生まれ
鶏	満150日以上	令和 5年 9月4日以前生まれ
	満150日未満	令和 5年 9月5日以降生まれ

**【様式2】 (必須)**

(1) 農場の平面図 (次のものを明示したもの)

① 衛生管理区域

② 立入制限方法

③ 車両消毒設備の設置場所と種類

④ 畜舎等の消毒設備の設置場所と種類

**【様式3】**

○項目1及び2 様式2に記載

○項目3 畜舎ごと又は畜房ごとの広さ (横×縦の長さ) を記載  
舎又は房単位での平均飼養頭数を記載

※採卵鶏はケージの大きさ及び収容羽数を記載

○項目4 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項【重要】

◎ 埋却予定地の有無

- 埋却用地の所在地
- 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、その所有者の氏名又は名称、及び、当該土地の利用に関する契約の内容
- 埋却用地の面積・利用状況
- 農場から埋却用地までの距離
- 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無、及び、その説明に対する当該関係者の承諾の有無
- その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項

○項目5 4で「埋却候補地が無い」との回答の場合、これらを確保するための取り組み又は代替案を調整する必要がある。

- 他の埋却候補地や代替案を家保等や市町村等と調整しているか否か
- 調整済みの場合、焼却・化製のための施設に関する情報
- 代替案を調整済み又は調整中の場合、「焼却」「レンダリング」「その他（ ）」を記載
- 農場からの距離
- 承諾の有無
- 他の埋却候補地を調整済みの場合には、場所と所有者を記載

○項目6 飼養衛生管理マニュアルの整備

◆飼養衛生管理基準では、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルを整備することと明記している。

◆現状、マニュアルを整備済み又は整備中であれば「有」または「作成中」に☑

◆その他は、「無」に☑

○項目7 大規模所有者（馬の所有者を除く）

◆管理獣医師及び家保等の連絡先を農場に掲示

◆大型農場での早期通報体制を整備

〔大規模農場とは〕

- 月齢が満24月以上の牛(乳用雄牛と交雑種の肥育牛の場合17月以上) 200頭以上
- 月齢が満4月以上24月未満の牛(乳用雄牛と交雑種の肥育牛の場合17月未満) 3,000頭以上
- 水牛・馬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200頭以上
- 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・・・・・・・・ 3,000頭以上
- 鶏・うずら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100,000羽以上
- あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥・・・・・・・・ 10,000羽以上

〔参照〕

○小規模所有者（下記参照）

報告事項：家畜の種類・頭羽数のみ「様式1」だけ提出

※小規模所有者とは

牛・水牛・馬・・・・・・・・・・・・・・・・	1頭
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・・・・・・・・	6頭未満
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・・	100羽未満
だちょう・・・・・・・・・・・・・・・・	10羽未満